

こんごう

富田林民主商工会
〒584-0036
富田林市甲田6-1-51
電話 0721-25-2233
FAX 0721-25-2830
HP ton-min@ton-min.jp



民商の会費は、会の唯一の収入源です。毎月15日までに事務局に届くように、会員さんどうしでお互い集めあいをお願いします。

領収書整理・記帳会のご案内

10月13日(火)
午後2時～3時

パソコンをお持ちの方は持参して下さい。

夜も希望のある方は連絡下さい。
民商事務局：日岡、青砥

民商無料法律相談(要予約)

- 9月30日(水) 午後5時から(予定)
- 担当：岩嶋弁護士(南大阪法律事務所)

大商連主催

税金対策交流会

日時：9月27日(日)

午前10時から4時30分

場所：藤井寺市民会館

内容

- ① 倉敷民商弾圧事件について
- ② 主計算・記帳について

締め切り：9月25日(金)まで

参加希望の方は民商まで連絡下さい。

TEL:0721-25-2233

9・8 マイナンバー学習会

雨の中72人参加

9月8日(火)夜7時から、すばるホール3階(会議室3)にて、マイナンバー学習会を行いました。税理士の清家裕さんが講師を行い、全体で72名が参加。宮井さんがあいさつを行いました。



マイナンバーとは何か 記載しないといけない？

今年10月から、マイナンバー通知カードが送られてきます(10月5日現在、住民票のある住所に)。来年1月1日からマイナンバーが実施されます。これは「税務調書、社会保険、災害対策」に制限されたもので「手続きなどを簡易化するため」に実施されます。これには3年間の猶予期間があり、確定申告書・源泉徴収書・社会保険等の手続きにマイナンバー記載の努力義務とありますが、マイナンバー法に罰則はありません。税法・所得税法にも義務とありますが、罰則はありません。マイナンバーが記載されていなくても、税務署は「受け取る」と国税庁のホームページで回答しています。

不平等なマイナンバー 怖さと問題点について

何故、民商がマイナンバーに反対するのか。「別に、やましい事が無ければええやないか」という人もいます。しかし、マイナンバーには様々な問題があります。

①情報漏えい問題

日本年金機構で起きた125万件以上の個人情報流出問題でもわかるように、管理のずさんさ、

誰一人責任を負わない組織体制、さらには犯人すら特定できていない始末。年金以上に様々な情報が関わるマイナンバーを今の政府に任せる事自体が問題です。

②責任・負担は国民に

民間事業所に管理させる事で、政府は責任逃れを企んでいます。今回のマイナンバーは「秘密情報」になっており、これを漏らすと「情報漏えい」として、罰則が科せられます。個人・法人問わず、マイナンバーの管理が必要になります。誰にも見られないようにパソコンは隔離し、ロックをかける。書類は金庫保管します。マイナンバーは7年間の保管義務があります。源泉・社会保険など、マイナンバーを扱う事業所は、セキュリティ対策が必要です。

セキュリティ等で、一つの事業所が負担する金額は平均約109万円と言われています。政府からの援助は一切ありません。全て事業所負担です。話題の消費税2%分を返す案でも、レジに専用機械を取り付けるのに、一つ3万円かかります。しかし、これも全て自己負担です。事業所には負担がかかり、政府は何もしません。逆に、専用機器を作る事業所や、セキュリティ会社は大儲け。政府の調べでは約300兆円のお金が動くと言われています。

③メリットは行政・政府だけ

国民のメリットとして、各種手続きの簡易化が言われていますが、今まで以上に厳重な本人確認が必要になるため、本当に「簡易化」されるのかも怪しいところです。政府はマイナンバーで全て監視できるので、いちいち無駄な手続きを取らなくても良くなり、「簡易化」されます。行政・政府には優しいマイナンバー。

④一番怖い、なりすまし

一番怖いのが、この「なりすまし」です。盗んだマイナンバーを使い、本人になりすまして悪用する事です。買ってもしない物を買っていたり、お金が引き落とされるなど、言えはきりがありません。政府は「将来的には、全てにマイナンバーをひも付ける」と言っていますが、預金通帳、健康保険証、クレジットカード、病院のカルテなどにつければ、漏えいした時のリスクは高まり、責任は国民に降りかかってきます。

10月に通知カードが来たら

まずは、なくさないこと

10月に通知カードが送られてきます。それをなくさないように保管して下さい。3年間は猶予期間があり、提出しなくても税務署等でのやりとりはできます。上記に書いてある通り、情報漏え

い以外での罰則はありません。

番号は既に皆についている 逃れられないマイナンバー

また、「通知カードを受け取らなければ、自分に番号は付かない」と思う人もいますが、そんな事はありません。すでに付けられた番号を送ってきているので、番号は付いています。では、どこについているのか？答えは住民票です。住民票につける事で、確実に漏れないように番号を付けます。しかし、全員に通知するのは難しく「引っ越しても住民票はそのまま」「DVやストーカー被害にあり、現住所にはいけない人」には行き届かない事も考えられます。政府は10月5日までに申請すれば、ちがう住所に通知すると言っていますが、どれだけの人がするのかわかりません。課題だらけです。

元請けから提出をせまられた

法定調書・社会保険以外での要請は違法

元請けからマイナンバーを聞かれても「法定調書・社会保険」以外での提出義務はありません。今は民間でのやり取りが禁止されているので、必要な事以外での要請は、元請けが法律違反になります。たとえば、領収書に記載や外注先に提出する義務はありません。社会保険に入っている。源泉徴収している場合は提出する義務があります。

マイナンバーをなくすには

提出・記載しない事から始まる

3年間の猶予を使い、まず提出・記載しない事です。使わなければマイナンバーの意味はありません。10月に送られて来た通知カードをなくさないように保管しながら、署名などの反対運動を行い廃止に追い込みましょう。

ホンマに無くなるの？

イギリスでは4年で廃止に

イギリスではマイナンバー制度が始まって4年で廃止されました。韓国・アメリカ・カナダでは、マイナンバーの情報漏えい・なりすまし被害がひどく制限をかける始末。海外のような被害を受ける前にマイナンバーを廃止させましょう。

最後に、溝田会長が閉会のあいさつを行いました。

今後ですが、各支部でマイナンバー学習会に取り組む予定です。前回参加できなかった方、もう一度参加したい方もお待ちしております。

**マイナンバーの
管理・対策・相談は民商へ**